



# 水・土壌環境行政の取組

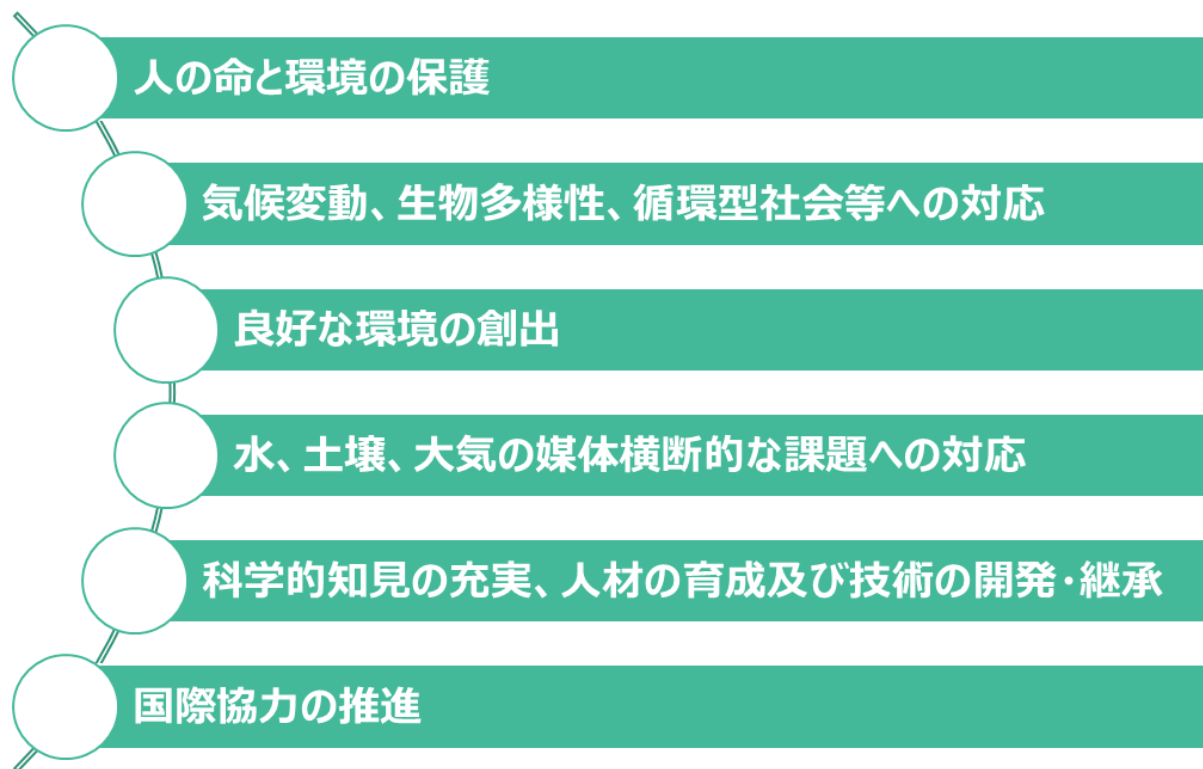
中央環境審議会第24回大気・騒音振動部会、第18回水環境・土壌農薬部会  
合同会合

環境省 水・大気環境局 環境管理課



## 4 環境リスクの管理等

### (1)水・大気・土壌の環境保全



現在、第6次環境基本計画に沿って各施策を着実に実施。本資料では、左記の項目のうち、複数事項に跨る水・土壌環境分野の主な取組について、以下4点を御説明。

- 水環境制度の見直し検討
- 良好な環境の創出
- PFASに関する取組
- 土壌汚染対策法の見直し

# 今後の水環境行政の展開の基本的な考え方（第6次環境基本計画）

課題のある水環境

## 【現行の環境基準と水環境管理による改善】

- ・汚濁の流入負荷の減少
- ・水質の改善

## 【残された水環境の課題】

- ・環境基準達成率と水辺環境への満足度との乖離
- ・生物多様性への対応
- ・COD高止まり、底層DOへの対応
- ・水産資源の減少、栄養塩類不足の指摘

## 【第6次環境基本計画（令和6年）の視点】

### 人々のウェルビーイングの向上

- ・良好な環境を持続可能なかたちで利用することで地域住民の満足度（ウェルビーイング）の向上

## 【今後の展開】

- ・**多面的な観点**から水環境を把握（水質、生物の豊かさ、景観、文化・地域活動等）
- ・**地域ニーズ**に応じた**総合的な水環境管理**
- ・水環境の「**保全**」に加え、「**活用**」の観点も重視

### 地域活性化

- ・生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理を目指すための取組の実施

### 良好な環境の創出

- ・地域特有の自然、文化の保全による良好な環境創出（豊かな水辺、星空、音の風景等）

望ましい水環境

# 【参考】水環境保全対策のスキーム

## 目標：環境基本法に基づく環境基準の達成

<公共用水域>

<地下水>

### 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護

生活環境の保全

地下水の水質汚濁に係る環境基準  
※人の健康の保護のみ



## 水環境保全に向けた対策

### 水質汚濁防止法に基づく規制

国、都道府県による水質常時監視（モニタリング）

工場・事業場への  
全国一律の排水基準による排水規制

生活排水対策の推進

閉鎖性海域における汚濁負荷量の総量削減

有害物質の  
地下浸透規制

汚染された地下水の  
浄化措置命令

国による放射性物質  
の常時監視

事故時の措置

### 特定の水域法令に基づく対策

湖沼水質保全特別措置法

瀬戸内海環境保全特別措置法

有明海・八代海等再生特別措置法

琵琶湖保全再生法

水循環、水に親しむ運動（名水百選、里海の創生等）

水環境に係る国際協力（バイ・マルチ）

# 今後の水環境制度の展開について（方向性のイメージ）



## 昭和の時代

水質汚濁対策が  
喫緊の課題



泡立ち、臭気を  
放つ川

ゴミが目立つ川  
や海岸

環境基準の創設

排水基準、排水規制の創設

BOD/CODを中心とした  
モニタリング

## 平成の時代

水質は改善



汚濁対策が必要な  
水域は一部残っているが、多くの水域で  
水質が改善



環境基準（生活環  
境項目）の達成率  
は、20年程度ほとん  
ど横ばいで推移

水生生物保全環境基準、底層溶存  
酸素量など新しい制度を取り入れて  
きたが、基本的には公害時代の制度  
をそのまま引き継いでいる

## 令和の時代

良好な水環境の  
創出



水質のみならず、水生  
生物や景観など幅広い  
観点から良好な水辺を  
目指す



地域ニーズを踏まえ、  
地場産業・地域づくり  
など、「保全」に加え、  
水辺の「活用」の観点  
を取り入れ、多くの主体  
を巻き込む

これまでの汚濁対策の制度を  
ベースとしつつ、良好な水環境  
の創出を目指す制度へ発展

- 令和7年6月の中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第17回）において、環境保全上の支障の防止及び良好な環境の創出に向けた今後の水環境に関する制度の在り方について調査・審議するため、「**水環境制度小委員会**」の設置について了承された。令和7年12月に第1回、令和8年3月に第2回を開催した。

## 【検討項目1】

### 良好な水環境の創出に向けた対応

- 水辺を保全・活用した地域づくりなど、**良好な水環境の保全と活用を促進**する制度の導入を検討
- 「水質」のみではなく、「景観」、「水生生物」など**多面的なモニタリング**の制度を検討

## 【検討項目2】

### 水質汚濁事故対策の推進

- 豪雨の増加等を踏まえ、汚濁の流出事案への対応を推進
- 水道行政と環境行政の連携強化

## 【検討項目3】

### その他の水環境行政の方向性

- 従来からの水環境行政の基本である、環境基準、測定・分析方法、排水規制などの制度の枠組みについて、将来の方向性を議論

## 【専門委員会で審議】

### 総量「管理」制度への転換 栄養塩類管理制度の導入

- 閉鎖性海域の水質対策を担ってきた水質総量削減制度において、**海域の状況に応じたきめ細やかな水環境管理に向けて、栄養塩類管理を可能とする制度の導入**を検討

水環境制度小委員会において審議

第10次水質総量削減の在り方について、**総量削減専門委員会**において審議済

# 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水環境制度小委員会 委員名簿

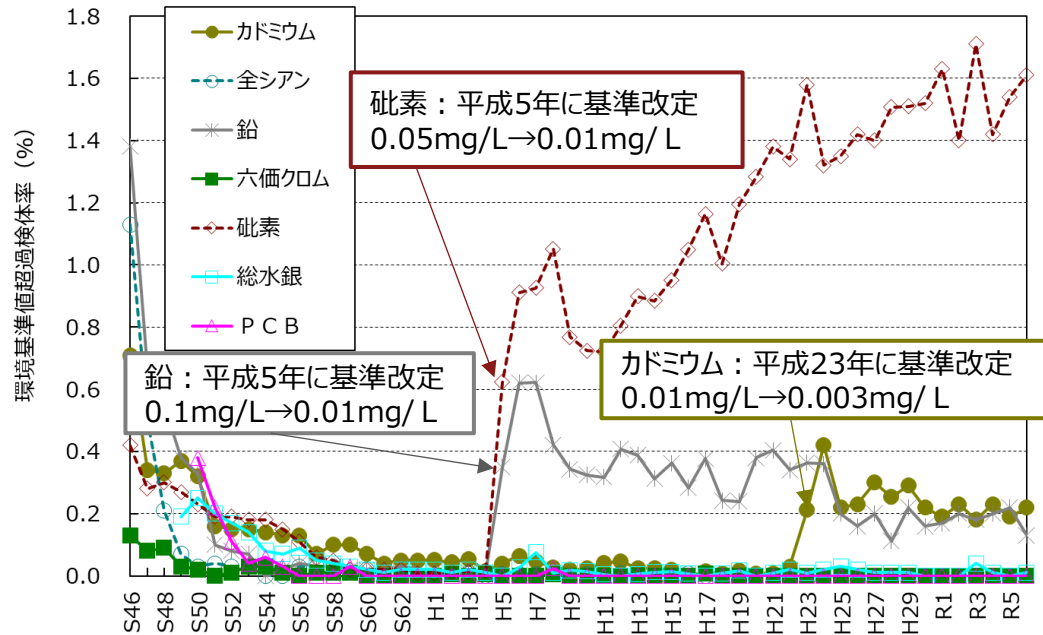


古米 弘明 (座長)	中央大学研究開発機構 機構教授
浅見 真理	国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 上級主席研究員 水道水質研究和光分室長
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科 教授
加藤 久美	和歌山大学観光学部 教授
西嶋 涉	広島大学環境安全センター センター長・教授
皆川 朋子	熊本大学大学院先端科学研究部 教授
石川 可奈子	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 総括研究員
上西 琴子	兵庫県環境部 次長
内山 雄介	神戸大学大学院工学研究科市民工学専攻 教授
小川 昌士	日本製紙連合会環境管理小委員会 委員長 一般社団法人日本経済団体連合会環境委員会環境リスク対策部会環境管理ワーキング・グループ 委員
春日 郁朗	東京大学先端科学技術研究センター 准教授
今野 里香	一般社団法人日本化学工業協会環境安全委員会環境部会 主査 一般社団法人日本経済団体連合会環境委員会環境リスク対策部会環境管理ワーキング・グループ 委員
鈴木 規之	国立研究開発法人国立環境研究所企画部 フェロー
星野 智子	一般社団法人環境パートナーシップ会議 代表理事
前田 雅寛	阪南市 未来創生部副理事(兼)まちの活力創造課長
和田 桂子	京都大学防災研究所 特任教授

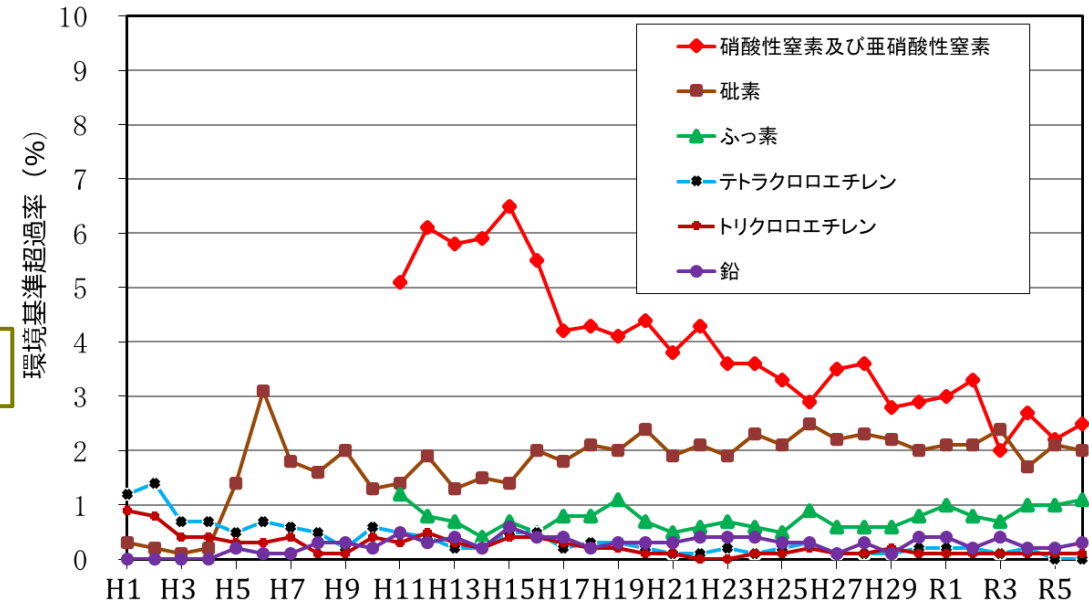
(敬称略)

# 【参考】水質汚濁に係る環境基準の達成率の推移（～令和6年度）

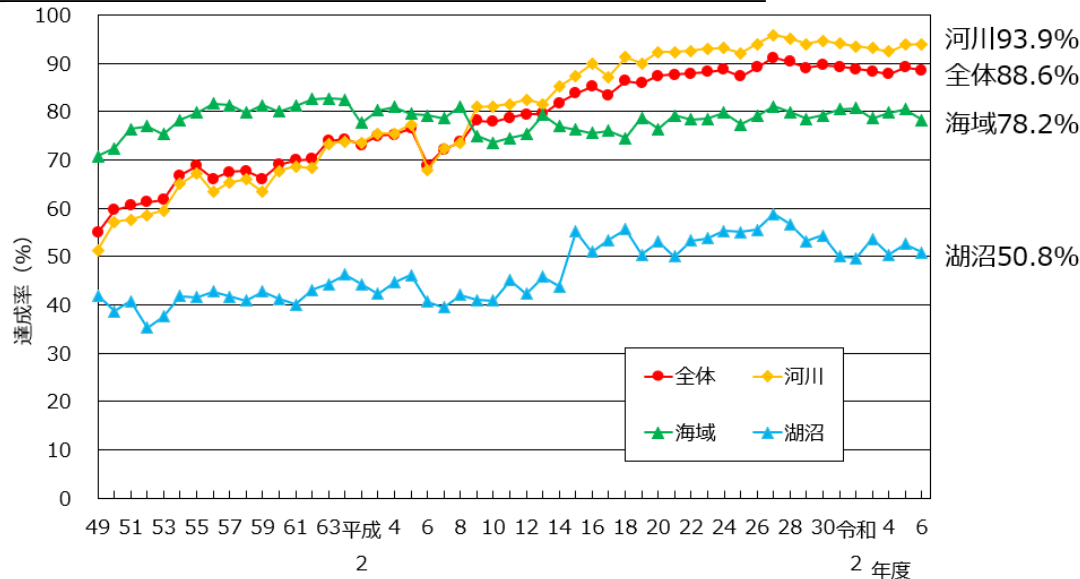
## 人の健康の保護に関する環境基準の主な項目



## 地下水の水質汚濁に係る環境基準の主な項目(概況調査)



## BOD・COD（生活環境の保全に関する環境基準）



## 令和6年度水質汚濁防止法の施行状況

- 水質汚濁防止法等に基づく特定事業場数  
約251,700（前年度約254,200）
- 立入検査等の件数  
立ち入り検査：約27,800件（前年度27,300件）  
改善命令：10件（前年度5件）  
行政指導：約6,600件（前年度約6,000件）
- 事故の措置件数  
特定事業場：273件（前年度226件）  
指定事業場：37件（前年度37件）  
貯油事業場等：211件（前年度195件）

# 良好な環境の創出に向けた取組

- 豊かな水辺、星空、音の風景等の良好な環境について、保全等や利活用の好循環によりウェルビーイング/地域活性化に繋げる取組が、地域において活発化しているが、「**価値が十分に認識されていない**」、「**高齢化等による人材が不足**」、「**資金が不足**」といった課題があり、**持続可能な取組は多くない**。
- そのため、**上記の課題解決**に向けて、地域の取組を支援する観点で整理。

## モデル事業の実施

### ○以下の事業を実施し、モデルを創出

- ・良好な水環境保全・活用モデル事業（R5～）
- ・戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業（R4～）
- ・良好な環境を活用した観光モデル事業（R7～）
- ・令和の名水づくり・里海づくり地域支援事業（R7～）

### ○モデル創出のみならず、以下のような効果も創出

- ・名水づくり、里海づくりなど地域の取組支援
- ・人材、活動組織づくり
- ・地域資源の磨き上げ



## プラットフォームの運営（R7.5開設）

### ○「水辺の環境活動プラットフォーム」を開設し運営中

- （R8.3.6現在577者の団体・個人が登録）
- ・情報共有・マッチングを目的としたシンポジウム等の開催
- ・オンライン会合の開催（R9予定）やメールマガジンの発行
- ・ウェブサイトを通じた登録企業等の取組紹介
- ・各モデル事業のサイトを作成し、個別の実施団体の取組を発信・PR
- ・プラットフォーム内に立ち上げた「里海づくりネットワーク」によるオンラインセミナー、スタディツアーなど実施（R9予定）

### ○公式SNSを通じた情報発信

## 制度の検討

○小委員会を設置し検討開始



PF Facebook Instagram X



国民のウェルビーイングや地域の魅力度・活力を向上させる  
**良好な環境の創出と地域活性化を実現**

# 令和7年度良好な環境の創出・活用推進事業の実施箇所

## 良好な水環境保全・活用モデル事業 (5団体) (R5~)



館林市教育委員会  
群馬県館林市

ヨシ刈りなどの維持管理トライアルや魅力発見調査・情報発信、将来像を検討する会議の実施を通じて、シビックプライドの涵養やエコツーリズム創出を目指す

## 良好な環境を活用した観光モデル事業(10団体)(R7~)



一般社団法人大宜味村観光協会  
沖縄県 大宜味村

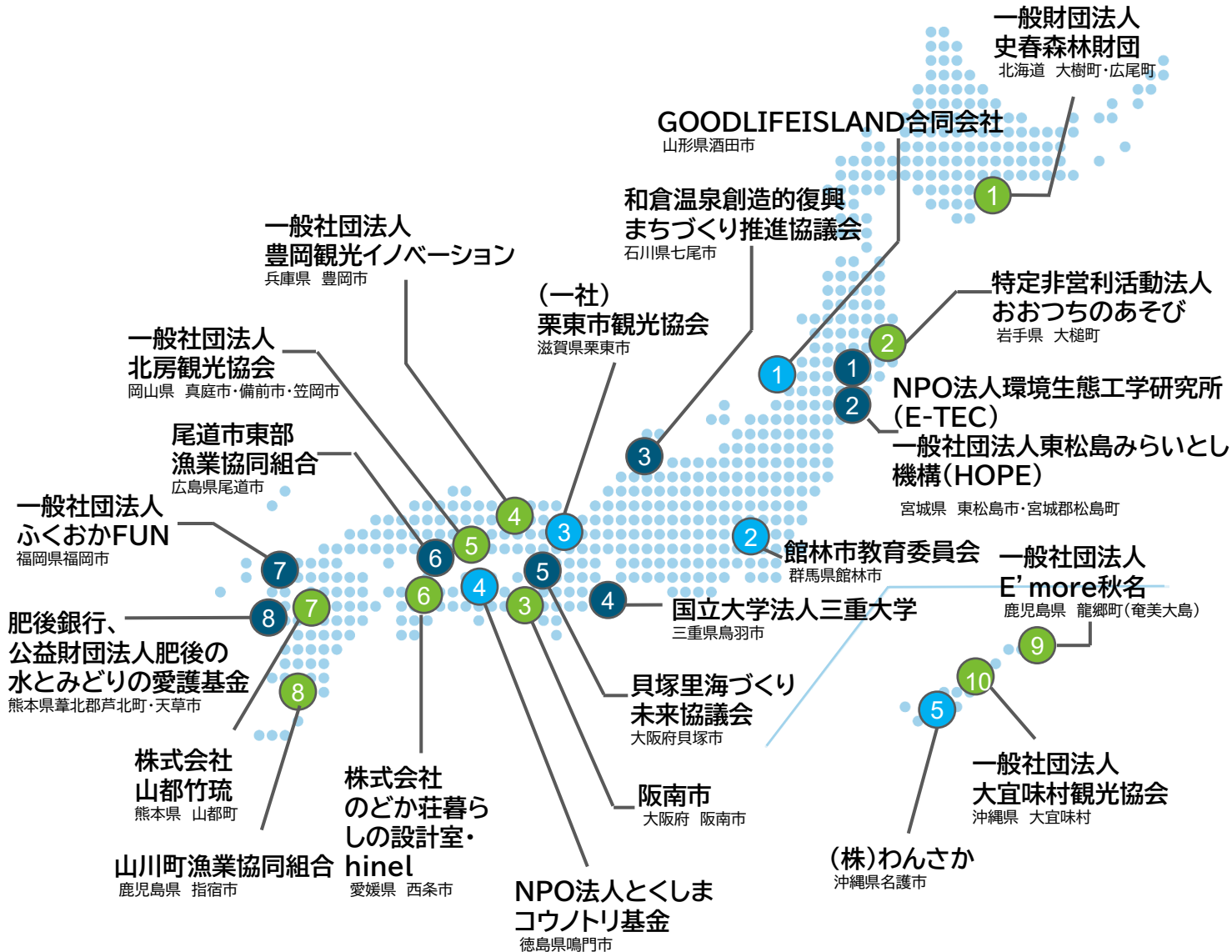
情報発信コンテンツ制作や制度設計を実施  
インバウンドも含めた来訪者と地元住民の協働による滝の活用・保全を目指す



株式会社  
のどか荘暮らしの設計室・hinel  
愛媛県 西条市

水源地の森林保全現場を見学するモデルツアーを実施  
湧水保全につながる関係人口の創出を目指す

## 戦略的「令和の里海づくり」 基盤構築支援事業(8団体)(R4~)



# PFASに関する主な取組



## ①環境中への新たな排出抑制 「作らない・出さない」

- ✓ POPs条約において、予防的な取組方法に基づき廃絶対象となったPFOS、PFOA、PFHxSについて、化審法において製造・輸入等を原則禁止。
- ✓ 2025年5月にPOPs条約に追加することが決定されたことを踏まえ、同年6月にLC-PFCA（長鎖ペルフルオロカルボン酸）について化審法の第一種特定化学物質の指定に係る審議を開始。
- ✓ 2024年11月にPFOS、PFOA、PFHxSを含有する泡消火薬剤の在庫量の調査結果を公表。関係省庁及び関係団体と連携し、PFOS等を含有する泡消火薬剤の代替促進等の施策を推進。
- ✓ 地方公共団体が泡消火薬剤の在庫量を把握するための調査を実施するにあたり、参考となる情報をまとめた「PFOS等含有泡消火薬剤在庫量調査マニュアル」を2026年3月に策定。

## ②更なる汚染拡大の防止 「広めない」

- ✓ 2025年6月に、公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAに関する指針値（暫定無し）を設定。
- ✓ 2025年9月に、水道水に係る要検討項目に位置付けられているPFAS計8物質を水環境における要調査項目に位置づけ。（このうちPFHxSについては、これ以前から要調査項目。）
- ✓ 2024年11月に、指針値を超過した場合等に関係自治体が参考となる情報を整理した「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第2版）」を公表。
- ✓ 2025年3月に、関係自治体に対し、PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等についての通知を发出。
- ✓ 2025年より、国内のPFOS等の濃度低減のための対策技術に関する知見を充実させるための実証事業を実施。（現在、「令和7年度補正予算PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業」の公募手続き中。）

## ④リスクコミュニケーションの推進 「正しく知る」

- ✓ 2025年3月に、地域行政でのさらなるリスクコミュニケーション促進のため、「PFASハンドブック」を作成、公表。同年12月に更新。

## ③健康影響の未然防止 「摂取しない」

- ✓ 2026年4月に、水道水中のPFOS及びPFOAについて水質検査・遵守の義務がある水道水質基準へ引き上げ。
- ✓ 2025年6月、PFHxSに加えて、PFBS、PFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、HFPO-DA（GenX）を情報・知見を収集する水道水に係る要検討項目に設定。
- ✓ 2024年度から、「PFASに関する総合研究」として、PFOS・PFOA以外のPFASの有害性に関する研究を開始。
- ✓ 全国の10万組の親子を対象とした大規模疫学研究である「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」、環境研究総合推進費を活用した研究、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査を実施中。成果等については順次公開。

# 水環境中におけるPFOS等の検出状況

- 令和6年度の都道府県等による公共用水域及び地下水中のPFOS等の測定地点は47都道府県3,941地点。そのうち指針値（暫定）超過は、26都府県、過去に超過が確認され継続的に測定282地点、汚染範囲等の特定のための調査217地点、概況調査等により超過を新たに確認130地点。  
⇒指針値（暫定）を超過した地点については、**「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に基づき、飲用を控えるなどのばく露（摂取）防止の取組等**が実施されている。
- 環境省の化学物質環境実態調査において、**経年的に濃度の減少傾向**が統計的に有意と判定されている。

※令和7年6月以降は「指針値（暫定）」を「指針値」に変更されている。

## ＜令和6年度公共用水域及び地下水のPFOS及びPFOA調査結果＞

- 測定地点数：河川1,469、湖沼37、海域115、地下水2,320（計3,941地点）
- 超過地点数：河川 132、湖沼 1、海域 0、地下水 496（計 629地点）**

※超過した629地点の調査区分の内訳は、

- ▶過去に超過が確認され継続的に測定：282地点
- ▶汚染範囲等の特定のための調査：217地点
- ▶概況調査等により超過を新たに確認：130地点

※この中には、水質汚濁防止法に基づく測定計画に基づかず都道府県等が独自に行った測定地点も含まれている。

## ＜化学物質環境実態調査における調査結果の傾向（水質）＞（平成21年度～令和5年度）

調査対象物質	水質	水質			
		河川域	湖沼域	河口域	海域
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	↓	—	↓	—	↓
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	↓	↓	↓	↓	—

↓：経年的な濃度の減少傾向が統計的に有意と判定されたもの

# 水道水におけるPFOS及びPFOAの全国調査

- 令和8年4月1日からPFOS及びPFOAの水道水質基準が設定され、水道事業者や専用水道設置者に対し、**基準遵守及び水質検査の実施が義務付け**。
- 施行準備として、国土交通省と共同で、**全国の水道事業者等におけるPFOS及びPFOAの検出状況**について調査を実施（令和6・7年度に実施）し、令和7年12月25日付けで水道事業者、都道府県等に対し、検査未実施の水道事業者や専用水道設置者において**早急に検査の実施を求める事務連絡を发出**。  
また、令和8年3月に国土交通省において「**水道事業者等によるPFOS及びPFOA対応マニュアル**」を公表。
- **施行後も引き続き、水質検査及び必要な対策が実施されるよう、技術的助言を通じて水道事業者等の取組を支援していく。**

## <令和7年度フォローアップ調査の結果（R7.12.25公表）>

表1 水道事業等における水質検査の実施状況

	事業数	検査実績			
		全量受水	有 <sup>※1</sup>	無	
					全量受水
上水道事業	1,285	146	1,253	32	30
水道用水供給事業	83	2	83	0	0
簡易水道事業 <sup>※2</sup>	2,182	33	1,865	317	16
合計	3,550	181	3,201	349	46

表2 専用水道における水質検査の実施状況

	設置者数	検査実績	
		有 <sup>※1</sup>	無
専用水道 <sup>※3</sup>	8,056	4,353	3,703

### （詳細・今後の対応等）

- **水道事業（簡易水道事業含む）及び水道用水供給事業者**では、検査を行ったことがある事業（**3,201**）のうち、**暫定目標値を超過した事業数は19あったが、いずれも対策実施済みで現在は目標値を下回っている。**
- **専用水道**では、検査を行ったことがある設置者（**4,353**）のうち**暫定目標値の超過を確認した専用水道数は59。**
- 暫定目標値を超過した専用水道の多くでは、**既に水道水への切り替え等の対応措置済み又は飲用しないよう対応済み。未対応の専用水道も速やかに対策が実施されるよう都道府県等にて指導中。**

※1 令和2年4月から令和7年8月末までの間に水質検査を実施した場合、「有」として計上

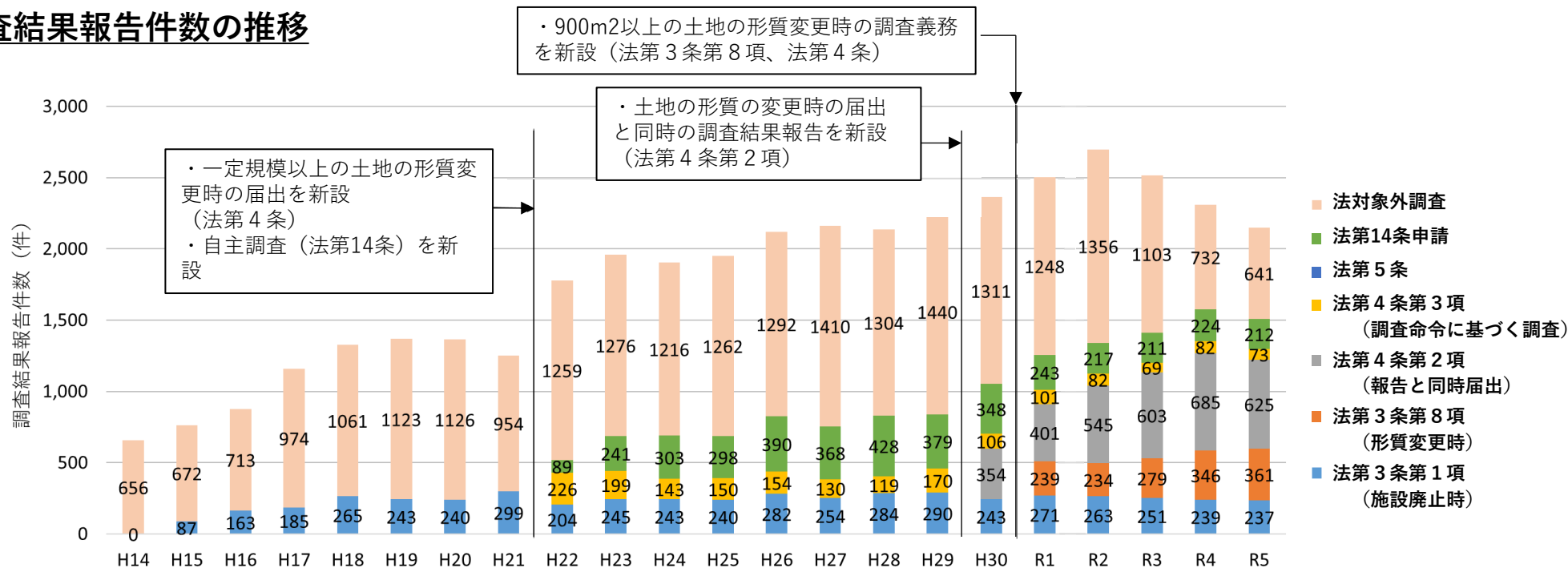
※2 簡易水道事業：給水人口5,000人以下の水道事業

※3 専用水道：寄宿舎、社宅等の自家用水道等で100人を超える居住者に給水するもの又は1日最大給水量が20m<sup>3</sup>を超えるもの

# 土壌汚染対策法の施行状況

- 土壌汚染対策法は平成29年に改正され、平成30年4月1日から改正法の一部、平成31年4月1日から全部が施行。
- 法に基づく都道府県等への調査結果報告件数は近年増加傾向。内訳は、平成30年度以降、改正法で可能とされた土地の形質変更時の届出と同時の調査結果報告（法第4条第2項）が最も多い。

## 調査結果報告件数の推移



## 要措置区域等の件数

	指定件数 (件)			要措置区域等の件数 (件) (※)
	累計(H22~R5)	うちH22~H30の5年間	うちR1~R5の5年間	
要措置区域	1,010	390	350	311
形質変更時要届出区域	5,928	2,160	2,367	4,348
合計	6,938	2,550	2,717	4,659

※都道府県及び政令で定める市から提供を受けた情報に基づいて作成（令和8年2月27日現在）。汚染の除去により区域の指定は解除されるため、累計の指定件数とは一致しない。

## 【土壌制度小委員会】

- ・ 第1回（令和6年9月18日） 土壌汚染対策の現状と主な課題
- ・ 第2回（令和6年11月25日）
- ・ 第3回（令和6年12月2日） } 関係者ヒアリング
- ・ 第4回（令和7年3月31日）
- ・ 第5回（令和7年5月19日） } 見直しの論点①～③
- ・ 第6回（令和7年6月30日）
- ・ 第7回（令和8年1月28日） これまでの検討内容の中間まとめ
- ・ 第8回（令和8年3月30日） 見直しの論点④

第9回以降（令和8年春～秋頃）

● 追加的な論点に関する検討

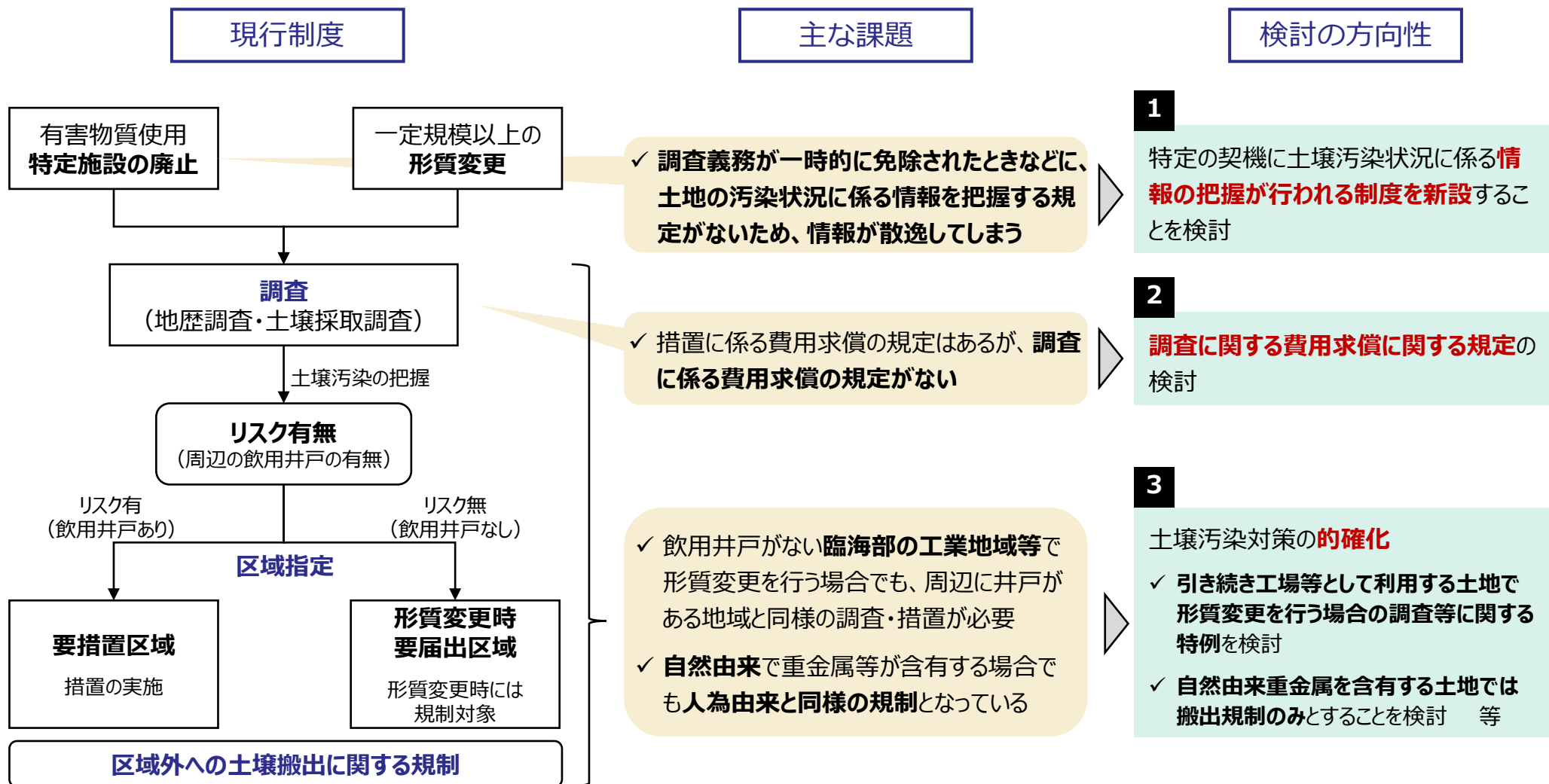
※複数回に分けて論点、方向性に関する審議を実施

令和8年冬頃（予定）

● 答申の取りまとめ

# 土壌汚染対策法見直しの検討状況

- **土壌汚染対策法**は、土壌に含まれる有害物質による**人の健康被害の防止**を図るため、土地所有者等が土壌の**汚染状況を調査**し、汚染がある場合は**区域指定**され、**汚染の除去等の措置**を講じる仕組み。
- 平成15年の法施行後、これまで2回の法改正。前回の平成29年改正法の附則に基づき、**法の点検・見直しの検討を実施中**。中央環境審議会土壌制度小委員会を令和6年9月以降8回開催しており、令和8年2月にはこれまでの検討内容を中間的に取りまとめた。令和8年冬頃に答申を取りまとめる予定。



# 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会土壌制度小委員会 委員名簿



大塚 直 (座長)	早稲田大学大学院法務研究科教授
淡路 睦	株式会社千葉銀行取締役専務執行役員 (代表取締役)
小林 剛	横浜国立大学大学院環境情報研究院自然環境と情報部門教授
奈良 由美子	放送大学教養学部/大学院文化科学研究科 生活健康科学プログラム教授
足立 総一郎	一般社団法人不動産協会環境委員会専門委員
石巻 実穂	早稲田大学理工学術院准教授
江種 伸之	和歌山大学システム工学部教授
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授
鎌田 雅美	一般社団法人日本汚染土壌処理業協会理事長
川瀬 弘靖	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課長
佐藤 哲哉	全国中小企業団体中央会専務理事
島田 曜輔	一般社団法人日本建設業連合会環境委員会 建設副産物部会土壌汚染対策WG座長
袖野 玲子	芝浦工業大学システム理工学部教授
寺浦 康子	エンデバー法律事務所パートナー弁護士
中込 理欧	一般社団法人日本鉄鋼連盟環境保全委員会委員長
原 淳子	国立研究開発法人産業技術総合研究所地圏資源環境研究部門 地圏環境リスク研究グループ長
古川 隆	一般社団法人日本経済団体連合会 環境管理ワーキング・グループ座長
光成 美樹	株式会社FINEV代表取締役
矢野 明子	東京都環境局環境改善部土壌地下水汚染対策担当課長
吉田 光方子	公益財団法人ひょうご環境創造協会兵庫県環境研究センター センター長兼大気環境科長

(敬称略)

- ・ **法に定める契機が発生**したときに土地の土壤汚染の状態を**調査**し、**汚染がある場合は区域指定**される（要措置区域と形質変更時要届出区域の2種類）。
- ・ **要措置区域**では**汚染の除去等の措置**を実施する。**形質変更時要届出区域**では土地の形質の変更に当たって**事前の届出**を行う。また、それぞれの区域から**汚染土壤を搬出する場合には規制**がかかる。

## 調査

### ①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第3条）

- 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能
- 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壤汚染状況調査を行う

### ②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）

- 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行う
- 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて調査結果を提出可能

### ③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

### ④自主調査において土壤汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

## 土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

## 区域の指定等

### ○要措置区域（第6条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、汚染の除去等の措置を実施し、報告を行う（第7条）
- 土地の形質の変更の原則禁止（第9条）

### ○形質変更時要届出区域（第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）

- 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行う（第12条）

## 汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

## 汚染土壤の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壤の搬出の規制（第16条、第17条）（事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守）
- 汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務（第20条）
- 汚染土壤の処理業の許可制度（第22条）

## その他

- 指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新、技術管理者の設置等）（第32条、第33条）
- 土壤汚染対策基金による助成（汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成）（第45条）

# 【参考】【概要】今後の土壤汚染対策の在り方に係る検討の中間まとめ

- 平成29年の法改正以降、改正法の施行から5年が経過したことから、改正法の附則に基づく見直しを実施。
- 中央環境審議会水環境・土壤農薬部会土壤制度小委員会におけるこれまでの検討内容について、中間的にまとめたもの。

## (1) 土壤汚染状況に係る情報の把握について

- 土壤汚染状況調査をする際に必要となる特定有害物質の使用状況等に係る情報が管理されずに散逸するケースがみられている。将来的に調査契機が発生した際に、円滑に土壤汚染状況調査を実施する妨げとなる懸念。
- ↓
- 以下の通り情報の把握が行われる制度を検討。
    - ア 法第3条第1項ただし書の確認を受け調査義務が一時的に免除される場合に、**土地の所有者等は、特定有害物質の使用状況等の情報を把握し、情報の把握を行ったことの報告を都道府県知事に行う。**
    - イ **有害物質使用特定施設の承継届出が提出された場合に、都道府県知事は土地の所有者等へその旨の通知を行い、当該通知を受けた土地の所有者等は特定有害物質の使用状況等の情報を把握し、情報の把握を行ったことの報告を都道府県知事に行う。**

## (2) 調査費用の汚染原因者への求償について

- 汚染原因者が別に存在する場合、汚染の除去等の措置に要した費用を請求できるが、土壤汚染状況調査に要した費用を請求することを認める規定はない。原因者負担の原則の観点から土地の所有者等に生じる負担について改めてその在り方を検討。
- ↓
- 土壤汚染状況調査にて**土壤汚染が判明し、当該汚染が土地の所有者等以外の者の行為によるものである**とき、原因者に対し**原因行為と相当因果関係が認められる土壤汚染状況調査の費用を請求できる**規定を新たに設けることを検討。

## (4) 汚染土壤処理施設及び指定調査機関について

### 【汚染土壤処理施設】

- 汚染土壤処理施設の**情報開示の義務化。**
- **船舶等**を利用する汚染土壤の**運搬期限の延長。**
- 汚染土壤処理業の**許可の更新手続期間中の効力。**

### 【指定調査機関】

- 指定調査機関の**業務品質の向上。**
- 法第14条の申請に係る自主調査の実施者の規定の検討。

## (3) 的確な土壤汚染対策の推進のための各種論点

- 設備等の更新時期の到来に伴い脱炭素社会の実現や産業競争力の強化等に向けた産業構造の転換が一層加速していくことが見込まれる中で、現場の状況に応じた的確な土壤汚染対策の推進が必要。
- ↓

### ① ただし書の確認を受けた土地の形質の変更の際の調査報告について

法第3条第7項に基づき土地の所有者等が土地の形質の変更に係る届出を行う場合、法第3条第8項に基づく調査命令によらず**土壤汚染状況調査の結果を届出と同時に報告できる**規定を設けることを検討。

### ② 工場等として使用を続ける場合における土地の形質の変更について

**工場・事業場の敷地として引き続き利用**される場合であって、土地の形質の変更にあたって**地下水汚染が生じていないことを直接的に確認**する場合、**土壤汚染状況調査を行わないことができる新たな制度**を検討。

### ③ 自然由来等基準不適合土壤の取扱いについて

自然由来等基準不適合土壤は**人為的な搬出以降の行為は引き続き法による規制**を行いつつも、要措置区域等とせず、**土地の形質の変更は法による規制の対象外**とすることを検討。臨海部特例区域は新たな制度への統合を検討。

### ④ 飛び地間移動、仮置き要件等について

工場・事業場の敷地における効率的運用の観点から、**飛び地間移動の要件の見直し、汚染土壤の仮置きの明文化等**を検討。

### ⑤ 形質変更時要届出区域における施行方法の基準等について

新たな環境リスクを生じさせないという目的に則って、地下水の水質の監視により汚染の拡大がないことを確認することを認める等、**区域の分類に応じた土地の形質の変更の施行方法に関する基準等の見直し**を検討。

### ⑥ 認定調査の見直しについて

認定調査時地歴調査において**収集・把握する情報をもとに試料採取対象物質の絞り込み**ができる制度への見直しを検討。**2 深度連続で基準適合かつ当該深度以深に汚染のおそれの生じた位置がない場合、認定時の試料採取不要**とすることを検討。

### ⑦ 汚染土壤の管理票について

**再処理終了の旨を二次管理票へ記載**するとともに、**一次処理受託者へ送付**することで、再処理を含めた最終的な処理まで追跡できるように見直しを検討。電子管理票システムは**利用の普及拡大の方策**を検討。

### ⑧ 有害物質使用特定事業場における事故発生時の対応について

### ⑨ 脱炭素の観点について